

11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」に関する周知及び改めて生命（いのち）の安全教育の取組や性犯罪・性暴力に関する相談窓口の周知をお願いするものです。

事務連絡
令和5年9月15日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体担当課
各國公立大学担当課
各公私立短期大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各大学共同利用機関法人担当課
国立教育政策研究所担当課
科学技術政策研究所担当課
日本学士院担当課
日本芸術院担当課
公立学校共済組合担当課
日本私立学校振興・共済事業団担当課
文部科学省各独立行政法人担当課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

令和5年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施等について（依頼）

日頃から男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

男女共同参画推進本部（本部長：内閣総理大臣）において、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する旨が決定されており、今年度も別添の実施要綱のとおり実施することとなりました。

本運動は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とするものです。

貴課におかれましては、本運動が有意義なものとなるよう、本運動の趣旨について、ポスターの掲示やリーフレットの配布、研修の実施等により職員や児童生徒及び学生等に周知するとともに、女性の人権が尊重され、暴力のない社会の実現に向けて、今後とも、なお一層の積極的な取組をお願いいたします。

◆ポスター・リーフレットは以下のページからダウンロードいただけます。
(内閣府男女共同参画局 HP)

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/

○生命（いのち）の安全教育について

文部科学省では、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え方や、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身につけるための「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。今年度は、11月17日（金）に、教育委員会で「生命（いのち）の安全教育」を担当する方や学校での実践を担う方を対象とした「生命（いのち）の安全教育全国フォーラム」を開催いたします。参考となる情報やノウハウを共有するとともに、関係者のネットワーキングの機会としますので、ぜひ、ご参加ください。

改めて、教材及び指導の手引き等について周知いたしますので、各学校における「生命（いのち）の安全教育」の取組への積極的な活用につきましても、ご協力をお願いします。

- ・「生命（いのち）の安全教育」の取組について

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

○性犯罪・性暴力に関する相談窓口について

特に、性犯罪・性被害に児童生徒及び学生が直面した際、当該児童生徒及び学生に対して相談窓口（「#8891」、「#8103」、SNS相談「Cure Time（キュアタイム）」）等の情報を提供いただくことをはじめとして、被害を受けた児童生徒及び学生に親身に寄り添い、安心して学業に取り組める環境を提供いただくよう御配慮をお願いします。

なお、性犯罪・性暴力被害者ためのワンストップ支援センターに（一覧）については以下をご参照ください。

- ・行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（一覧）

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/one_stop.pdf

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれでは所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の私立学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれでは所轄の学校に対して、各公私立大学・各公私立短期大学担当課・各公私立高等専門学校担当課におかれでは学内及び附属学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれでは所管の専修学校に御周知くださるようお願いします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画企画係
TEL：03-5253-4111（内3406）

令和5年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱

令和5年7月31日

男女共同参画推進本部長決定

1 目的

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

この運動は、都道府県、市区町村、男女共同参画推進連携会議、関係団体、有識者等との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的とする。

特に、女性に対する暴力の根底には、人権の軽視があることから、人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとする。

2 実施期間

令和5年11月12日（日）から11月25日（土）までの2週間

（11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」）

3 主唱

内閣府、内閣官房、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

4 協力を依頼する機関・団体等

都道府県、市区町村、男女共同参画推進連携会議、関係団体、有識者等

5 運動の重点

次の事項に重点を置く。

- (1) 「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」や「パープルリボンバッジ」を積極的に活用するなどにより、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等は女性に対する暴力であり、決して許されないものであるとの社会認識を更に醸成すること。
- (2) 暴力の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めるとともに、暴力の被害に遭っているながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらい、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすること。

6 運動の実施事項

- (1) ポスター、リーフレットの作成・配布、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用したキャンペーン、パープル・ライトアップ等の広報活動を、運動のより一層の広がりを目指し、効果的に実施する。
- (2) 講演会・研修会等を開催し、女性に対する暴力根絶のための啓発活動を実施する。
- (3) 相談窓口の周知を進め、被害者相談活動の一層の充実を図る。
- (4) 女性に対する暴力に係る犯罪行為の未然防止を図るため、女性に対する防犯指導や青少年に対する生活指導、街頭補導等を重点的に実施する。
- (5) 女性に対する暴力に係る犯罪行為の取締り及び関係営業に対する行政指導を強化する。

別 紙

「女性に対する暴力をなくす運動」について

平成13年6月5日

男女共同参画推進本部決定

1 趣旨

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

本来、暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要がある。

この運動を一つの機会ととらえ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとする。

また、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとする。

2 期間

毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間

3 主唱

内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁

4 運動の実施に関する細目

前各項に定めるもののほか、毎年度の運動の実施に関し必要な事項については、本部長が定める。